

# 固形廃棄物

## 状況

2004年、全国の産業固形廃棄物発生量は12億t、前年比増加20.0%で、排出量は1,792万tで前年比7.7%の減少であった。産業固形廃棄物の総合利用量は6億8,000万tで、総合利用率は55.7%と前年比横ばいであった。危険廃棄物発生量は963万tであった。

## 措置と行動

### 【法規標準の設定】

2004年12月29日、第10次全国人民代表大会常務委員会第13回会議にて『中華人民共和国固形廃棄物環境汚染防止法』を改正・可決し、2005年4月1日より施行した。

2004年5月19日、国務院第50次常務会は『危険廃棄物経営許可証管理措置』を通過させ、2004年7月1日より施行した。

2004年、国家環境保護総局は相次いで『医療廃棄物集中焼却処分工程建設技術要求(試行)』、『危険廃棄物集中焼却処分工程建設技術要求(試行)』、『危険廃棄物安全埋立処分工程建設技術要求』を発表した。

### 【国家級及び省級の固形廃棄物管理センター建設】

2004年5月、国家環境保護局は『国家廃棄物管理センター建設工作(=業務)要求』を発表し、全国各省の省級環境保護部門に、省級固形廃棄物管理センター建設プロジェクトのフェージビリティ・スタディ報告を取りまとめ報告するよう指示を出し、関連機関を動員して「国家級及び省級固形廃棄物管理センター建設プロジェクトのフェージビリティ・スタディ報告」の編集を完了した。

### 【医療廃棄物環境管理】

2004年上半期、国家環境保護局は河北、山西、四川、陝西、重慶など4省10都市の医療廃棄物管理、処理・処分状況および施設の建設と運転状況に対する調査を実施した。そして下半期には衛生部とともに、各省・自治区、直轄市の医療廃棄物管理業務と、集中処理

施設の建設状況に対する特別検査を実施した。

### 【輸入廃棄物の管理】

2004年、国家環境保護総局は輸入廃棄物の環境管理業務を更に強化した。2004年金属電器製品、廃電線ケーブル、廃電機製品のリサイクル利用事業所の定点査定を終え、29省480の事業所の指定を批准し、『廃棄物等輸入審査管理の制限強化に関する問題の通知』を発表した。廃棄物輸入許可量と揚港の制限を更に強化、廃糖蜜と10%を上回る五酸化バナジウムを含む鉱灰と残渣など、数種類の環境悪化危険度の高い廃棄物を輸入する企業の現場調査体制を強化し、輸入廃棄物環境管理目録を更に充実させ、国家環境保護総局、商務部、税関総署、国家品質監督検査検疫総局が共同で「原料等として使用可能な輸入制限廃棄物の目録」の第3版を発表した。

2004年国家環境保護総局は、原料等として使用する輸入制限廃棄物の量を前年比63%増の2,342万tにて批准した。実際の輸入量は1,053万tで、前年比17.9%の増加であった。また、原料等として使用する輸入許可廃棄物の量を5,782万tにて批准した。実際の輸入量は2,255万tであった。

### 【国際条約の履行】

バーゼル条約の第7回締結国会議が2004年10月25～29日にスイスのジュネーブで開催された。主議題は「地球規模での廃棄物処理のためのパートナーシップ」であった。中国も代表団を派遣し会議に参加、中国の考え方を述べた。

2004年6月25日、第10期全国人民代表大会常務委員会にて、『残留性有機汚染物に関するストックホルム条約』を批准、中国での発効は2004年11月11日であった。国家環境保護総局はすでに関連部門とともに条約履行のための業務を開始した。

2004年12月29日、第10期全国人民代表大会第13次会にて、中国政府が調印した『国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約』(略称「ロッテルダム条約」)を批准した。中国政府代表団は2004年9月20～24日、スイスのジュネーブで開かれた「ロッテルダム条約」第1回締結国会議に出席した。

### 【都市環境衛生・クリーンアップ活動】

2004年末までで、都市の道路清掃クリーンアップ面積は27億5,300万㎡に上った。この

うち、機械による清掃面積は4万9,500 m<sup>2</sup>で、清掃率は前年より1.76ポイント高い17.99%だった。年間で清掃・運搬した生活ゴミ、し尿は3億4,000万 tで、大・中都市ではゴミ、し尿は基本的に発生したその日に清掃されている。